

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

荒尾市長 浅田 敏彦

市町村名 (市町村コード)	荒尾市 (43204)
地域名 (地域内農業集落名)	荒尾市内全地区 (荒尾、有明、清里、川登、菰屋、野原、平井、府本)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月 15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本市の農家数は、2010年では887戸であるのに対して、2020年では577戸に減少しており、年齢別でも60歳未満の農業従事者数が約3割と高齢化も進んでいる状況であり、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

- ・総農家数:577戸(販売農家331戸、自給的農家246戸)
- ・農業経営体:345経営体(個人336経営体、団体9経営体)
- ・主な作物:主食用水稻、WSC、小麦、ジャガイモ、梨、みかん、ブドウ、キャベツ、ナス、スイカ等
- ※2020年農林業センサス、令和3年農業算出額(推計)より

【担い手や農地、農業経営等に関すること】

- ・規模拡大を行いたい農家はいるかもしれないが、マンパワー不足により拡大は難しい現状である。
- ・農家の高齢化が進んでいるため、そういった方々に10年後どうするのか呼びかけを行うことが必要。
- ・多面的機能支払交付金を活用していない地区があり、そこでの草刈り等の農地管理の負担が大きくなっている。農地所有者から負担金を徴収している地区もある。
- ・地区内に耕作者がおらず、他地区からの耕作者で成り立っている。
- ・離農者はその地区で大規模に営農している農業法人に農地を貸すケースが多く、今後の増えていくだろう。
- ・経営面積を拡大しようとしても、周辺農地に空きがなく、地区外に耕作に出ていく若手農家もいる。
- ・区域外から入り作で農業をしている人もいるが、地域ごとのルールもあり、新規就農で入られると逆にやりにくい部分もある。
- ・農薬散布やWSCの畔草の繁茂、堆肥の散布など、周辺環境(住宅地など)との調整が必要になっている。
- ・農地の集約を行うに当たって、耕作者の方では異論がないが、所有者の了承が取れない場合がある。
- ・集積を行うことにより、水路を利用する人数(その区画の受益者)が減り、排水路等の管理(浚渫)が困難になる可能性がある。
- ・梨生産について、近隣住宅に配慮して農薬散布などを行っているため、今後の規模拡大は難しい状況である。梨の振興を図っていくために、梨園地の集積・集約化も関係者間で検討していった方が良い。
- ・みかん山では、近隣農家(入り作)とは、後継者確保などの話がなかなかできていない状況。あまり日頃のやりとりがない。
- ・隣接する農地から樹木が伸びて、自身の農地に入り込み、営農に支障が出てきている。
- ・周辺農家との理解や調和も取りながら、今後の耕作が難しい農地を蜜源地として利用していきたい。
- ・水稻については、利益があまり出ないので、規模拡大を希望する人はあまりいないのが現状である。
- ・JAの合併等により営農指導員とのつながりが希薄となり、JA離れが進んでいる状況となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基盤整備農地を中心に普通作等の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業や大型機械の導入等を進める。
- ・梨等の果樹については、国庫補助事業等を活用しながら、改植等の推進を行う。
- ・地域コミュニティの活性化のため、地域内外から次世代の担い手の発掘や育成を地域一体となって取り組む。
- ・人材の育成について、農業経営基盤強化促進法の規定により認定された認定農業者等への専門家派遣による経営相談や継承支援等を行うことで、時代に合わせた生産や経営スキルを習得した担い手の育成を行う。
- ・初期投資が少なく、ノウハウの継承が可能な親元就農や離農者の事業継承、兼業での就農などの新たな人材を発掘していく。
- ・生産力の向上について、基盤整備事業の実施や農業振興地域整備計画の見直しに係る農用地区域の指定、農地中間管理機構を通じた賃貸借契約の促進により、農地の団地化や担い手への集約等を図る。
- ・農作業のスマート化につながる設備投資支援や種子・苗木の購入補助等を行うことで、生産基盤の確立につなげる。
- ・販路の拡大について、令和8年に開業予定の道の駅での農産物販売や地産地消の推進、ブランド化による付加価値の増加、新規販路へのテストマーケティング等のプロモーションの実施などにより、競争力のある産地づくりに取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	944.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	944.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	-

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域内の農用地区域を基本に、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 ・未相続農地については、相続人の探索が困難なことが多いため、農業委員会において適正な農地の相続について周知し、未相続農地を増やさない取り組みを進めるとともに、国の法整備についても働きかけていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の会議等で農地中間管理事業の周知を行い、農地中間管理機構を通じた賃貸借を推進し、集約化を目指す。 ・農地の貸し借りなどの手続きを通して、未相続農地の解消に取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農道、用排水、暗渠排水等の整備、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。 ・平山、府本、樺地区においては、基盤整備実施に向けて協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で農作業の効率化を図るため、水稻防除作業は必要に応じてJAたまなへの委託や大型農家によるドローン防除等を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ・カラスによる農作物が被害が出ているため、防護柵の設置や駆除活動などを関係者で連携して実施し、有害鳥獣被害の防止を図る。
 ③スマート農業技術やデジタル技術の導入により、農作業の負担軽減や効率的な農業経営につなげる。
 ⑤国庫事業等を活用して改植・新植を推進し、昨今の自然環境に合わせた果樹経営を推進する。